

【別紙2】

府省	法人名	施設名等	整理合理化計画	平成19年度 簿価 (百万円)	平成20年度 簿価 (百万円)	フォローアップの実施						その他の特記事項	処分等 検討資産		
						進捗状況	実施時期	フォローアップの結論		処分方法	処分時期			売却額 (百万円)	国庫納付額 (百万円)
								処分の可否	理由						
内閣	国民生活センター	東京事務所	実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。	2,497	3,200	△	平成25年以降	△	「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」報告書(平成20年6月12日)において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地の処分が盛り込まれた。また、消費者行政の重要性を踏まえ、消費者行政の強化につながる移転先の確保を検討する必要がある。これに伴い、東京事務所についても品川税務署の移転に併せ、東京事務所に求められる機能が十分に発揮できる移転先の確保を図ることとしている。	未定(現物納付又は売却)	平成25年度以降	未定	未定	簿価は、土地、建物、立木竹、構築物、機械及び装置の合計額である。	○

※処分等検討資産とは、平成21年2月24日付事務連絡「独立行政法人整理合理化計画において処分等について検討することとされた資産について」に該当する資産